

社会福祉法人 太和会
理事長 村上久雄殿

令和5年5月15日、
監事 松本幸夫

監事 武田みどり



【監査報告書】

監事は法令及び定款に従い令和4年度（2022年4月1日～2023年3月31日）の理事の職務執行状況並びに太和会本部・美山保育園・静教保育園・美山小学童及び八木町学童保育所の事業報告書により「業務監査」を行いました。

また、当該会計年度に係わる計算書類及び財産目録等について「会計監査」を行いましたので次のとおり報告致します。

1. 監査実施の方法等

監事は理事及び職員との連携を図り監査環境の整備や情報収集に努めるとともに理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員からその職務の執行状況についての報告をうけ必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、業務の状況及び財産の状況を調査し確認を実施致しました。

また、当該会計年度の係わる事業報告等（事業報告書・その付属明細書）及び会計帳簿計算関係書類（決算関係書類・その付属明細書）財産目録等について調査検討致しました。

①監査対象事業区分

社) 太和会本部、美山保育園、静教保育園、美山小学童及び八木町学童保育所

②監査実施日 令和5年5月11日（木）及び 5月12日（金）

③監査実施方法等

5月11日（木） 美山保育園会議室

（立ち合い）理事長村上久雄、梅野園長、楠田本部事務長、山口会計佐々木氏

5月12日（金） 静教保育園事務室

（立ち合い）理事長村上久雄、今吉園長、鹿毛事務長、山口会計佐々木氏

④監査資料等

「事業拠点5区分の当該会計年度分」

- ・事業報告書
- ・資金収支計算書（第1号4様式）
- ・事業活動計算書（第2号4様式）
- ・貸借対照表
- ・財産目録その他付属明細書一式
- ・財務諸表に対する注記
- ・取引金融機関残高証明書の原本

- ・理事会・評議員会議事録の原本ファイル一式
- ・社会福祉充実残高算定シート

2. 監査内容及び監査結果等

i. 内部統制（ガバナンス）について

①定款記載事業の適切な事業運営の状況	適正
②理事会の開催（時期・回数等）及び必要な場合の開催状況	適正
③理事会・評議員会にて決定すべき議案及び審議の状況	適正
④理事会・評議員会の議事内容の記録及び管理状況（議事録等）	適正
⑤評議員・理事・監事に欠員が生じた場合の補充の状況	適正
⑥評議員・理事・監事の欠席、名目化、形骸化等の状況	該当者ナシ
⑦理事会の決定に基づく、理事長の適切な法人運営の状況	適正
⑧理事長専決事項について、理事会への定期的報告の状況	適正
⑨種規程の整備状況（定款、経理規程、給与退職金規程、その他規程等）	適正
⑩コンプライアンスの状況	適正
⑪報酬規程及び報酬基準等の整備状況（評議員会承認）	適正
⑫会計年度終了後の事業報告・計算書類等の作成状況	適正
⑬事業報告・計算書類・付属明細書等の監事監査の状況	適正
⑭評議員会における事業報告・計算書類等の承認の状況	適正
⑮理事の評議員会への監査報告書提出の状況	適正
⑯計算書類、財産目録、監査報告等の所轄庁への届出の状況	適正
⑰定款/報酬支給基準/計算書類/役員名簿/事業概要等の公表状況	適正

ii. 職員の人事管理について

①施設長等重要な職員任免は理事会の議決を経て行われているか	適正
②職員（施設長以外）の任免は適正に行われているか	適正
③園児数に基づく人員配置数は適正に行われているか	適正
④就業規則/給与規程の改定は適宜適正に行われているか	適正
⑤給与台帳記載の職員は関係書類と合わせ実在を確認しているか	適正
⑥時間外労働・休日勤務等の実態は適切に管理されているか	適正

iii. 会計管理について

①経理規程の制定・改定及び会計処理の準備状況を確認	適正
②経理規程と会計処理（収入/支出）との整合性の確認	適正
③拠点区分毎の会計帳簿及び整備状況の確認	適正
④年度予算（補正予算）の策定及び編成状況の確認	要改善 (美山保)
⑤年度予算（補正予算）の理事会決議・評議員会承認状況確認と執行状況の確認	適正
⑥法人全体及び各拠点区分ごとの注記記載内容の確認	適正
⑦資金収支計算書の予算と実績の比較、金額の大幅増減要因の確認	適正
⑧貸借対照表の次期繰越活動差額と事業活動計算書の次期繰越活動差額の金額一致確認	適正
⑨貸借対照表の流動資産－流動負債の金額と収支計算書当期末支払資金残高の一致確認	適正
⑩貸借対照表の前期と当期の金額比較し大幅な増減の有無及び合理的根拠の確認	適正
⑪預貯金・債券の名義確認、管理運用方法は安全適切状況の確認	適正
⑫未収金の回収状況の確認（回収不能の場合の適切な会計処理確認）	適正
⑬寄付金申込書による寄付金受入、管理状況の確認	適正
⑭社会福祉充実残額は明確化の確認	適正
⑮充実残額がある場合の充実計画の策定状況、所轄庁提出、承認状況の確認	適正

IV. 財産管理について

- | | |
|--------------------------------|----|
| ①取引金融機関の預貯金通帳及び証書・債券預り証等の管理状況 | 適正 |
| ②資金の運用管理の状況、預貯金満期日等の管理状況 | 適正 |
| ③金融機関残高証明書原本の管理状況 | 適正 |
| ④法人の所有する財産（土地・建物）の財産目録記載及び登記状況 | 適正 |

V. 事業活動の状況について

- | | |
|----------------------------------|---|
| ①年度事業計画に基づく業務運営状況の確認 | ○ |
| ②ケガ等事故原因分析と再発防止策、生命・安全への取組み状況の確認 | ○ |
| ③給食・食育への取組み状況の確認 | ○ |
| ④新型コロナ感染防止対策の実施状況の確認 | ○ |
| ⑤職員の能力開発への取組み状況の確認（PDCA活動・研修計画等） | ○ |
| ⑥コンプライアンス状況の確認（各種規程順守、パワハラ等順守状況） | ○ |
| ⑦防災対策及び実施体制状況の確認 | ○ |

VI. 決算諸資料の状況について

	本部	美山保育園	静教保育園	美山小学童	八木町学童
①資金収支計算書（第1号第4様式）	○	○	○	○	○
②事業活動計算書（第2号第4様式）	○	○	○	○	○
③貸借対照表（第3号第4様式）	○	○	○	○	○
④金融機関残高証明書	○	○	○	○	○
⑤未収金・立替金・前払金内訳書	○	○	○	○	○
⑥事業未払金内訳書	○	○	○	○	○
⑦預り金内訳書	—	○	○	○	○
⑧雑収入内訳書	○	○	○	○	○
⑨財産目録	○	○	○	○	○
⑩財務諸表に対する注記	○	○	○	○	○
⑪固定資産管理台帳	—	○	○	—	—
⑫資金収支予算月次管理表	○	○	—	○	○
⑬社) 太和会合算の決算諸表					

3. 監査意見

i. 業務監査の結果

- ①理事の職務の執行全般に関する事項について
法令及び定款に違反する重大な行為 又は著しく不当な行為の事実は認められません。
②事業報告等は法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。

II. 会計監査の結果

- ①財務情報の作成過程において意図的な不正・隠ぺい行為、会計システム誤作動等は認められず計算関係書類は適正に作成されております。
②法人の財産並びに資金収支及び純資産の増減の状況等、全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

定 款

設立認可

昭和 52 年 3 月 11 日（厚生省収児第 223 号）

定款変更

昭和 52 年 9 月 26 日（厚生省収児第 1166 号）
昭和 54 年 8 月 24 日（厚生省収児第 974 号）
平成 2 年 4 月 6 日（元福指一第 777 号）
平成 9 年 3 月 31 日（8 福地推第 895 号）
平成 14 年 12 月 25 日（14 福總監第 696 号）
平成 15 年 12 月 26 日（15 福總監第 774 号）
平成 17 年 10 月 7 日（17 福保指指第 674 号）
平成 17 年 12 月 9 日（17 福保指指第 882 号）
平成 19 年 12 月 6 日（19 福保指指第 846 号）
平成 20 年 1 月 7 日（19 福保指指第 954 号）
平成 21 年 7 月 27 日（21 福保指指第 480 号）
平成 23 年 6 月 24 日（23 福保指指第 259 号）
平成 24 年 3 月 13 日（23 福保指指第 1315 号）
平成 25 年 7 月 18 日（25 八健健収第 5055 号）
平成 26 年 1 月 21 日（25 八福指収第 5113 号）
平成 29 年 4 月 1 日（28 八福指収第 5085 号）
令和 5 年 1 月 5 日（4 八福指収第 5042 号）

社会福祉法人 太和会

社会福祉法人太和会定款

第一章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援し、また、地域の児童福祉の拠点として責任を全うすることを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種 社会福祉事業

- ア 保育所の経営
- イ 放課後児童健全育成事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人太和会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を東京都八王子市美山町1791番地3に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、外部委員2名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会には議長を置き、議長はその都度評議員会で選任する。

- 2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議する際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第一六条 理事及び監事は、75歳に達していない者のうちから評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、既に理事長を通算5期務めた者については、その対象としない。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、再

任を妨げない。

- (1) 理事長としての任期を除き、通算で10期役員を務めた場合
- (2) 75歳に達している場合

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事会で選任する。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

ア 東京都八王子市美山町1791番3所在の保育所 美山保育園の敷地
1筆(3,856.09平方メートル)

イ 東京都八王子市美山町1820番1所在の保育所 美山保育園の敷地
1筆(495.86平方メートル)

ウ 東京都八王子市美山町1791番24所在の保育所 美山保育園の敷地
1筆(1.17平方メートル)
3筆 合計(4,353.12平方メートル)

(2) 建物

ア 東京都八王子市美山町1791番地3所在の鉄筋コンクリート造
陸屋根平家建 保育所美山保育園舎 1棟(延552.49平方メートル)
附属建物(東京都八王子市美山町1791番地3所在)
ブロック造垂鉛メッキ鋼板葺平家建

ボイラー室 1棟(延6.75平方メートル)

(3) 定期預金 1,112,302円

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、八王子市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、八王子市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三十三条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三十四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三十五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解 散

（解散）

第三十六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第三十七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、八王子市長の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を八王子市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人太和会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。なお、平成二三年六月三日付定款変更認可申請に係る評議員会の設置に伴い選任される評議員の任期は、定款第一七条の規定にかかわらず平成二五年三月二二日までとする。

理事長	秋山	正治
理 事	馬込	政雄
理 事	村上	重男
理 事	瀬沼	勇
理 事	山本	喜市
理 事	山本	公夫
理 事	川久保	好久
理 事	松本	清
理 事	馬込	千恵子
理 事	大久保	好子
監 事	原島	貞一
監 事	真上	和一

- 2 平成29年1月23日付定款の変更の認可による変更後の定款（以下「変更後の定款」という。）の規定は、平成29年4月1日（以下「効力発生日」という。）から効力を生ずる。
- 3 平成29年3月30日までに選任された評議員の任期は、平成29年1月23日付定款の変更の認可による変更前の定款（以下「変更前の定款」という。）第一七条の規定にかかわらず、効力発生日前日に迎えたものとする。
- 4 評議員の定数は、変更後の定款第五条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までの間、同条中「7名」とあるのは、「4名」とすることができる。
- 5 効力発生日に現に在任する理事又は監事の任期は、変更前の定款第六条及び変更後の定款第十九条の規定にかかわらず、同日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 6 令和4年11月26日開催の評議員会の決議を得た変更については、認可後直ちに効力を生ずるものとする。